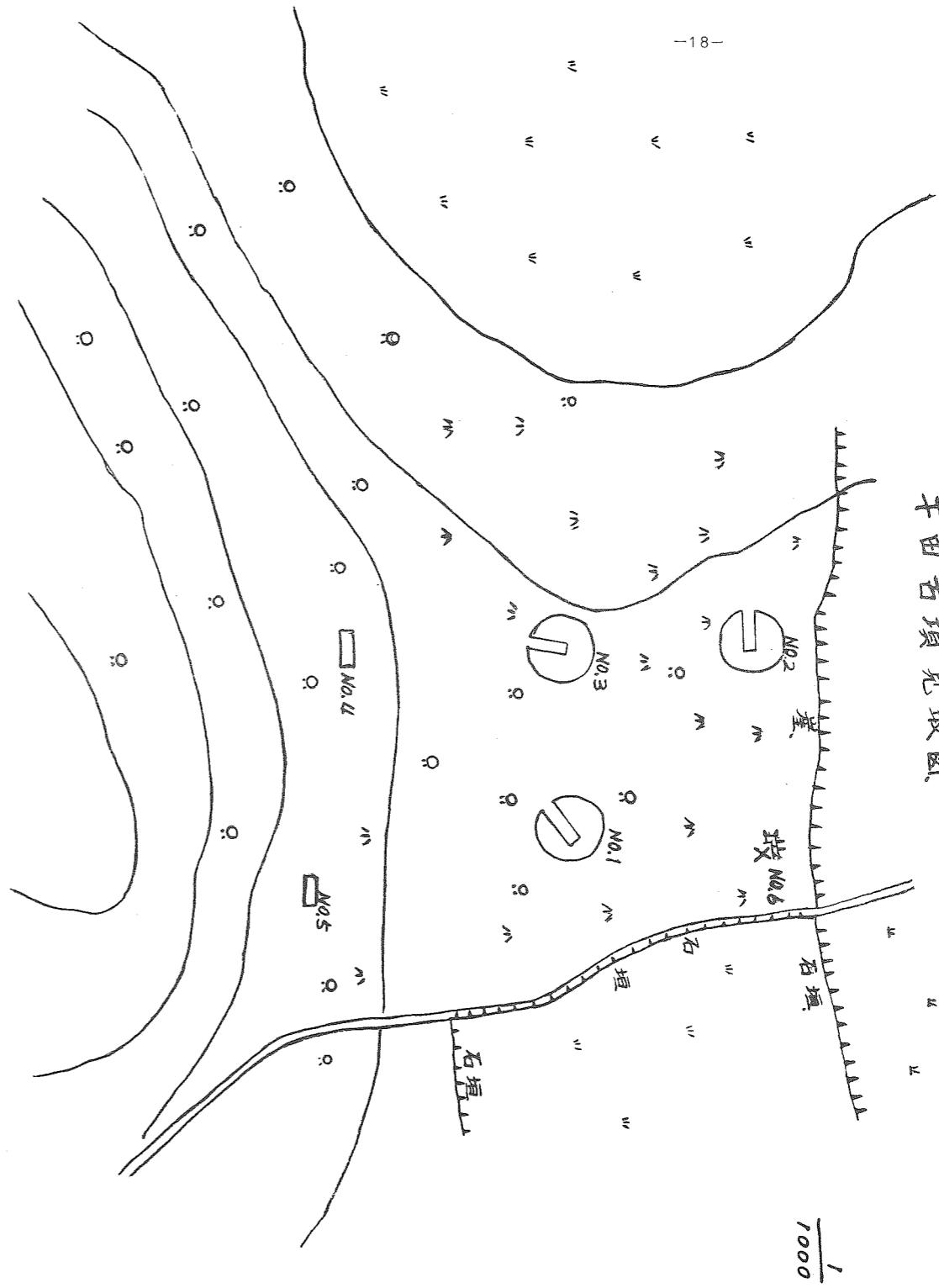


千田古墳見取図



史料紹介

田辺藩と海援隊

瀬戸美秋

海援隊は、江戸末期末に土佐藩士坂本龍馬がつくった貿易商社であることは誰でも知っている。しかし舞鶴の人で、この海援隊と田辺藩との間に商取引があつた事実を知っている人は少ない。

海援隊は、長崎に本據をおき、西国諸藩のため地方物産の運輸、西洋器具および船舶の輸入にあつていた、いわゆる今日の商事会社と船会社を一緒にした商社で、相当中広く活躍していた。このことは当時外国貿易の有利さを認識した諸藩が、財政運営しに外国貿易を利用、又外国は諸藩との取引を希望していたから、開港後諸藩が開港場へ商會を設けて外国貿易に従事した。最初開港された横浜、箱館、長崎の三港の内長崎が最も繁栄していた。①

こつした事情の中で田辺藩が海援隊と商事契約を交したわけで、この史料は、海援隊側に残っていて、大正十五年四月と六月に刊行された『坂本龍馬関係文書』全二巻の中に収録されている。

肝心の舞鶴の方に史料が何も残っていない

いのが残念で、もしこのことについて御存知の方があれば、お知らせ願えれば幸いである。

慶応三年八月頃田辺藩士松本検吾が、海援隊の隊士菅野、渡辺、陸奥等に場所不明だが商事契約の相談を持ちかけて、同年九月に海援隊側から条約を提示、田辺藩松本より返条約を出した。その条約は海援隊側は、松平土佐守内才谷梅太郎の名で、田辺藩側は牧野備前守内松本検吾の名で行なっているが、双方の契約内容は表現が違っただけで同文である。ここでは田辺藩側の返条約文を紹介しよう。②

条約

- 一、今般貴藩と商方御取組致候上ハ向後永続して互ニ平等公道を守り信実ニ取計可致候ニ付左之条目相定候
- 一、弊藩産物長崎へ差出候節ハ売捌等貴藩御屋舗ニ而一切御引請御世話被下度候自然品物時價不当之品有之候ハ、其品物代價ニ應じ世界定則之歩割金御差出置被下

直段引合之上惣會計相立可申候

- 一 弊藩産物仕入ニ付金子入用之節ハ貴藩ニ而御相談被下度候尤も品物長崎江着之上ニて惣會計相立可申候
- 一 弊藩より産物運送仕候節ハ貴藩御商船御貸被下度候
- 一 二丹州并但吾兩國之産物貴藩ニ而御買入其外弊藩ニ而周旋可致候義ハ一切引請御世話可致候

右之通り互ニ相守違背有之間敷依之定約如件

牧野備前守内
松本検吾 書判

松平土

才谷 殿

続いて海援隊側の史料を見ると③

如石互ニ取替たるニ付條約之通り産物仕入金を松本ニ渡ストを約し先ツ長崎にて金子五百兩相渡し猶残り金之處ハ大坂にて相渡し候旨依て松本より請取証書を取る左ニ記す

証書

- 一、金五百兩也

右は此度商方御取組相頼候二付産物仕入金之内借用仕候宛実正也然ル上ハ大坂表ニ於て御融通ニ相成候分と共二十一年月中旬迄ニ産物長崎表へ指出し御返金可仕候條明白ニ御座候爲後日證文仍而如件

丁卯九月十四日 牧野——内

松本——印

松平土——

才谷——様

かくして慶応三年九月十八日、海援隊側は芸州の蒸気船震天丸を借受けて、この条約の正式調印のために菅谷真三、陸奥陽之助、それに田辺藩士松本檢吾を同伴して、長崎を出帆、丹後に向つた。しかし廿日長州下関についてから余儀ない理由で、この震天丸はすぐさま土佐に廻航する用件ができたため、やむなく丹後行を変更、別に早船を仕立てて、菅谷、陸奥、松本それに商人、下僕各一人計五人で大坂に向つた。

以上が海援隊側の記録であるが、その後正式調印されたかどうか、又証文にあるように十一月中旬までに、田辺藩は長崎表へ二丹若但の中ごの何を送つたか全く不明であるが、海援隊の主宰者坂本龍馬は、この十一月中旬、正確に言えば慶應三年十一月十五日（一八六七）暗殺され、翌年一月

海援隊は藩命で解散している。

田辺藩が何故海援隊との提携を希望したかまたこの提携でどれだけの効果があったか、その具体的な活動内容は全く不明であるが、諸藩が商人化することは、それだけ本来の性質を変改したわけで、封建制の急速な崩壊を意味するが、それはともかく田辺藩としても財政窮乏の弊からハミ出るものでなく、さりとて大藩と同じように艦船を購入し、積極的に外国貿易を実行するだけの力はなかつたであろう。従つて海援隊の豊富な知識とその実行力を利用することによつて田辺藩の財政力が少しでも良くなれば……といふことで、同藩から積極的に海援隊に働きかけ、商事契約まで結ぶことが出来、しかも五百両の前借まで得たとあれば、全く海援隊の好意によつて助けてもらったといふ感が強い。

なお契約後四ヶ月足らずで海援隊は解散しているから、この後それ程大きな取り引きがあつたとは考えられない。

幕末の田辺藩財政を知る史料が乏しい今日、この種の史料を収録しておくことは無駄でないと考え、この地方史の紙面を汚した次第である。

註①大阪経済史研究菅野和太郎 三三三頁

舞鶴地方史料集 第三回 「朝代神社」の新資料について

井上 金次郎 誌

市内の著名社である此神社の新しい資料を開陳する前に一応その概貌を知つて頂く事がこの資料の史料的な価値判断の尺度ともなると思われるので之等を引用して後述新資料の参考とする。

(1)拙蔵 丹後旧語集 御家中 上巻(大山 村庄屋 岡本家旧蔵 万延写本)

朝代大明神 本社二間四方 官地三百拾五坪 小宮八社 今爰ニ不委記末ノ條ニ記ス

拜殿 四間三間

長床 五間三間

華表 一丈余

享保九甲寅年頃ハ駿河守直高

至ハ宮内代也

神職

政津見 宅三間八間

至 式部 清水氏也

夫當社ハ八王四十四代天武天皇御宇御在位 白鳳元年九月三日御鎮座 本社淡路國ノ若 宮伊井若尊 御座位之後白之若宮卜奉也 御祭礼九月 祭奉ルヲ 江州多賀大明神ト同ナリ

九日物ハ三 神吏之同大内町ニツ橋西之橋詰

ニ御輿ヲ鎮メ神祭祀ヲ奏シ諸芸ヲ勤メ假ノ 行宮トス

享保八癸卯年神職政津見駿河守直高依願橋 詰ノ家ヲ調御旅所ヲ設ケ九月朔日ヨリ燈明

ヲ立ル 京極家ハ外曲輪ヲ渡リシ御家御在 城以後二ノ丸ヲ渡リ於大番所祭祀御見物

御輿暫御棧前ニ鎮居、神職祭祀ノ衷有御 祭礼年々賑々敷相成

小宮享保元年二月龍蛇社勸請以來九社

松尾大明神 大酒解命 二坐合テ一社

大因天社 大己貴尊ヲ祭奉ル

祇園牛頭天王社 素戔尊ヲ祭奉ル

粟嶋大明神 少彥名尊ヲ祭奉ル

稻荷大明神 保食神ヲ祭奉ル

多賀大明神 伊井若尊ヲ祭奉ル 二坐相殿

惠比須神社 朝代大明神御一社

職人祖神 手置祝命ヲ祭奉ル 二神ニ祭奉ル

龍蛇社 享和元年二月從雲州大社勸請本社之左 西北之隅山ヲ平均兩面之社是ナリ

以上

この外

- (2) 竜燈社版 丹後郷土史料集 卷二、四四頁 「田辺旧記」
- (3) 西図書館蔵本(騰書版刷)全一冊九四頁 「丹後田辺誌」
- (4) 「加佐郡々誌」大正十四年版加佐郡々役所 編八五頁
- (5) 空永七 庚寅 九月吉日御書物所出雲子泉 塚版行「丹後田辺府」卷三
- (6) 「京都府神社畧記」一七四頁 京都府神 職会発行

——その他——

これ等からそれぞれの概畧を知られ度い。

さて前置はこの位にして、去る三十九年十一月二十八日の当市教委が府文化財保護課の指導のもとに行なつた調査は、予定が組まれた限られた時間であつた爲に精密な調査がなされなかつたので後日を期さねばならないが、これは謂はば段階的な初歩調査であつたと解釈して頂いて茲では取り敢えずその際陳列され供出されていたものの中裡から特別に参考になると思われるものだけを採録することとした。

この神社は市中では現在氏子数最も多く、社殿の構造も其工法は近世のものであつて

株式会社 山 十

舞鶴市三条通り

電(東) 10
1652